

市報

とおがまち

3/19

—機構改革特集号—

四月一日から、市の機構改革が行われ、仕事の流れや所管が大幅に変わります。

市長部局に、総務部、市民部、経済部、建設部の四部を新設し二十三あった課を十九に、五十あった係を三十九にそれぞれ減らし、組織を大よりのものにした。これによって、組織の肥大化にともなう経常経費の節減をはかり、横の調整機能を強化し、事務処理の迅速化を目的とした現場解決型の組織です。機構改革の要点と新しい仕事の分担をお知らせします。

企画・広報・広聴

統計部門を集中

総務課企画広聴係に、企画、広報広聴、統計部門の業務を集中し、市の基本的施策の方向を見出し、市の基本という考え方を

とす。従来の商工課統計係は名称がなくなり、この係に包含されることになりました。また、この係が、昨年から実施している「市民と語る日」を担当します。

市営住宅関係部門を集中

市営住宅の入居関係は、従来社会福祉事務所を担当していましたが、建て替えや修繕などの関係もあり、市営住宅関係の仕事一切は、建設部建設課建

築住宅係で行います。

商工課に新たに

工業労政係を設置

最近の市内の雇用状況や労政関係の業務を行うため、新たに経済部商工課に工業労政係を設置しました。労働基準監督署や職業安定所とのタイアップで、労働関係を担当するとともに、工業関係の振興を所管します。

公園、児童遊園地関係

の集中

公園、都市公園、児童遊園地などの区分により社会福祉事務所、環境課、建設課に分散していましたが、都市計画係を充実し、建設部建設課都市計画公園係とし、業務を集中します。総合計画に組まれた自然公園や近隣公園などの計画、実施などの

担当になります。なお、六箇地区に予定されている森林公園は、林業振興の立場から、ここからはのぞかれ、経済部農林課耕地林務係で担当します。

苗場山ろく開発関係を農林課に含め本庁に

従来、苗場山ろく開発関係は単独の室を設置し、水沢出張所内で執務していましたが、総合的な農業施策の調整を図るため、今回農林課に再統合し、執務場所も本庁に移しました。

社会教育課、公民館

勤労青少年ホームの集中
商工課が所管していた勤労青少年ホームを、公民館活動との関連を重視し、公民館に所管がえしました。また、従来教育委員会議事務局として本庁にあった

市長の活動半経の拡大を図りたいと思っています。さらに課や係を大よりにすることで、従来ともすると批判が多かった庁内タライ回しという弊害を出来るだけ排し、各部門間の調整は庁議において確実に行い、市民の皆さんに喜ばれる市役所になるよう努力してまいります。

機構改革の実施にあたって

市長 諸里正典



自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

じめ各方面の貴重なご意見をいただきながら、昭和三十四年以來という大幅な機構改革に着手し、四月一日より職員と共に、新しい気持で市政執行にあたってゆきたいと念じております。私は、昨年五月市長就任以來行政組織の抜本的改革の検討を続けてまいりましたが、その結果、組織再編成の中で職員数を見直し、新年度は四百七十七名の職員で市政を担当してゆくことになりました。

新設される施設の職員増加分を加味すると前年に比べ三十二名の減になります。これは職員個々の給与などの劣悪化はもとより、人員整理等を伴うものでなく、逆に市民の皆さんと直接接する第一線の職員が明るく仕事ができ、奮闘の良い市役所になるように特に意を用いたいと考えています。

また、機構改革の大きな目標のひとつに部制の導入があります。これにより庁議を設定し、全行政的視野で重要案件を審議し、行政指標への万全を期すとともに、部長へ大幅な権限委譲を行い、責任ある執行を促進し、

社会教育課のうち体育以外の部門を公民館に移し、今後、それぞれの役割分担を適切に調整し、さらに多くの方々からご利用いただけるよう考えています。それぞれの意義や利用方法などの変更を意味しているものではないので、従来以上に積極的な利用をお願いします。

体育部門を独立し

体育課を新設

前述のとおり社会教育課のうち体育以外の部門を公民館に移し、これからの行政の大きな柱となる体育部門を充実強化するため、体育課を新設しました。農業者年金、児童手当などの所管がえ

今までは、農業者年金は農業委員会で、児童手当と児童扶養手当は社会福祉事務所所管していましたが、国民年金と密接な関係がありますので、これらを年金係に集中し、窓口で一括お世話をしようとするものです。

出張所について

当初機構改革案を発表した時には「各出張所機能の変更」がうたわれていましたが、現在機械力の導入を含め、先進市の視察検討を行っている段階です。そのため、四月からただちに機能変更は行いませんのでお間違いないようお願いいたします。なお、実施段階では、あらためてお知らせいたします。

現場解決型の行政組織に

—4部、19課、39係で対応—

市民部

市民部は、市民生活課、保健衛生課、社会福祉事務所の三課で構成されています。

改正の主な点は、農業者年金、児童手当、児童扶養手当を国民年金との密接なつながりを考慮して年金係に一本にまとめたこと。

従来の養老課は環境係になり、公園関係の管理を建設課に一本にまとめ、電波障害や防犯灯の設置などの仕事が増加しました。保健課は、保健衛生係と名称変更しましたが仕事は従来どおりです。

市民生活課 (一階北側)

- （市民係）
 - 戸籍関係届、戸籍謄本、抄本、証明書交付
 - 死産の届出
 - 埋火葬の許可、火葬場、霊柩車の使用申請
 - 人権擁護委員に関する事
 - 印鑑登録、証明
 - 主食の配給に関する事
 - 国民健康保険の被保険者証の交付などに関する事
 - 助産費、葬祭費の支給申請
 - 自衛官募集
 - 外国人登録
 - 市民相談、行政相談及び市民案内
 - （年金係）
 - 国民年金、福祉年金の適用、給付、保険料の徴収
 - 児童手当、児童扶養手当
 - 農業者老齢年金、経営委員年金、離農給付金について
 - 年金相談

保健衛生課 (一階東側)

- （環境係）
 - 雪害関係一切
 - 積雪などの気象観測
 - 冬期保安要員
 - 公害に関する事
 - 廃棄物の処理および清掃
 - 下水道、汚水溜改良工事
 - 市街地消毒、公園の清掃消毒
 - 衛生組合に関する事
 - 鳥獣保護、動物の愛護
 - 墓地、火葬場に関する事
 - 電波障害等テレビ難視聴対策
 - 交通安全全般に関する事
 - 防犯灯の設置
 - 駐車場設置資金の融資
 - 交通災害共済組合事務
- （保健衛生係）
 - 疾病予防および医療対策
 - 母子保健
 - 妊産婦、乳児医療費助成
 - 予防接種
 - 伝染病予防及び伝染病舎組合
 - 血液対策

社会福祉事務所 (一階東側)

- 看護婦などに修学資金貸付
- 保健センター
- 精神衛生
- （国保係）
 - 国民健康保険の保険給付
 - 国民健康保険の賦課及び調定
 - 日雇労働者健康保険
- （福祉係）
 - 児童福祉に関する事
 - 保育所に関する事
 - 老人福祉に関する事

総務部

総務部は、総務課、財政課、税務課の三課で構成されています。

企画財政課が、企画部門と財政部門に分かれ、企画部門は、商工課統計係と一緒に総務課企画広報係になり統計係の名称はなくなりました。また、秘書係と職員係が統一され人事秘書係になりました。財政部門は物品購入関係の仕事を加え、財政課になりました。税務課の仕事は、ほぼ従来どおりです。

総務課 (二階東側)

- （行政係）
 - 市政事務嘱託員に関する事
 - 市議会の招集、議案の作成
 - 市町村の廃置分合、境界変更
 - 区域名称変更に関する事
 - 防災対策
 - 庁舎管理
 - 文書関係全般
 - （人事秘書係）
 - 市長秘書
 - 職員の採用など人事全般
 - （企画広報係）
 - 市行政の総合企画、調査
 - コミュニケーションに関する事
 - 国勢調査など統計全般
 - 市報など市の刊行物の発刊
 - 市民と語る日の実施
 - 地下水などの水資源利用調査
 - 土地利用計画及び地価公示
 - 北越北線
 - 地域集会所施設助成

財政課 (二階東側)

- （財政係）
 - 予算編成
 - 建設関係工事及び各種委託契約などの締結
 - 庁用物品や原材料の購入
 - 市債、地方交付税
 - （管財係）
 - 市有財産（道路、水路を除く）の取得、管理、処分
 - 土地開発公社に関する事
 - （国土調査係）
 - 国土調査事業

税務課 (一階南側)

- （管理収納係）
 - 市税の徴収
 - 国民健康保険料の徴収
 - 納税組合に関する事
 - 市税の異議申立について
 - 市税証明（固定資産税を除く）
 - 軽自動車税の賦課及び調定
 - （市県税係）
 - 市民税の賦課及び調定
 - 農業所得標準の作成
 - （固定資産税係）
 - 固定資産税、都市計画税の賦課及び調定
 - 固定資産課税台帳の整備閲覧
 - 特別土地保有税について
 - 土地、家屋台帳、地籍図などの整備保管
 - 固定資産に係る証明

経 済 部

経済部は、商工課と農林課で構成されています。他に、農業委員会の仕事が関係してきます。

昔場山ろく開発の仕事が農林課に含まれ、総合的な農林行政が行われます。商工課の中に工業労政係が新設され、織物業などの振興、労政、雇用問題などを担当します。商工課にあった統計係はなくなり、統計部門は企画広報係が担当します。

農業委員会の仕事から、農業者年金、出稼対策などがのぞかれました。

商 工 課 (二階西側)

- 工業労政係
- 織物業などの振興
- 工業立地、工業再配置計画
- 労政および雇用に関する仕事
- 認定職業訓練施設
- 運輸、通信の改善促進

- 商業振興の助長
- 中小企業の金融
- 観光
- 物産の販路拡張、紹介宣伝
- 消費生活、計量器について

農 林 課 (二階西側)

- 農業振興係
- 農業の振興全般
- 水田再編対策に関する仕事
- 特産、養蚕、畜産、水産振興
- 農林統計および各種調査
- 流通、価格安定対策
- 出稼き者対策

(耕地林務係)

- 土地改良事業の振興、指導
- 圃場整備、農地造成、開墾
- 農業用機械の貸付及び管理
- 農業用水利権の調整
- 造林事業など林業振興全般
- 伐採許可申請および届出
- 治山事業

建 設 部

建設部は、建設課と下水道課で構成されています。

建設課では、市営住宅の入退居関係も含めて、市営住宅に関する仕事はすべて建築住宅係が担当します。また、電気設備関係もこの係で行います。公園関係の仕事はこれまで分散していましたが、これからは都市計画公園係が一括して担当します。

(森林公園は農林課)

下水道課に関する仕事は、これまでどおりです。

建 設 課 (二階西側)

- 建築住宅係
- 市有建築物(電気設備含む)の調査、設計、施行、維持管理
- 建築申請および建築指導
- 公営住宅に関する仕事
- 優良宅地、住宅認定
- 地代家賃統制令に関する仕事
- 住宅供給公社委託事務
- 市自家用電気工作物保安規定に定める主任技術者業務に関する仕事

農 業 委 員 会 (二階西側)

- 優良農地の確保と有効利用
- 他への用途への転用の適正化
- 農地に関する紛争についての和解、仲介
- 農業後継者対策
- 農地の集団化と経営規模拡大のための農地保有合理化
- 農業所得課税標準の適正化

- 林道の計画、開設、補修
- 農業後継者の育成
- 土地改良区など関係団体
- 森林公園に関する仕事
- 苗場山ろく開発係
- 総合農地開発事業計画の策定および、開発事業の促進

下 水 道 課 (二階西側)

- 管理係
- 公共下水道事業の促進
- 受益者負担金
- 下水道事業特別会計
- 事業係
- 公共下水道の事業計画
- 公共下水道施設の建設(測量設計、監督など)
- 公共下水道施設の維持管理に関する仕事

コミュニティ育成のため 集会施設に助成制度新設

「コミュニティ活動の拠点になる地域集会施設が欲しい」という要望が、地区広聴会や市民と語る日で多く出されました。さきごろ策定された市総合計画の中でも、コミュニティの育成は、重点施策として位置づけられています。

これを受けて、市では、五十五年度から、地域集会施設建設費等助成事業をスタートさせます。これは、市の単独事業で地域の集会施設の建設費に市が助成(補助、融資)をして、地域住民の融和と連帯意識の高揚と福祉の向上に寄与しようというものです。



融資対象：集会施設の新築などと集会施設用の土地の購入

融資条件

①融資の限度額

イ、集会施設の新築などの場合：総事業費のうち市長が査定した額から補助金、寄付金、および自己資金などの額を差引いた額

ロ、集会施設用の土地を購入する場合：購入代金について市長が査定した額から自己資金などを差引いた額

②融資利率：年七パーセント

③貸付期間：十年以内

④返済方法：毎月元金均等償還



交付対象事業：集会施設の新築新築に準ずる改築または購入交付額の基準

①補助率は、補助事業費の百分の三十五

②補助事業費の最高限度額

イ、四十戸未満 一千万円

ロ、四十戸以上百戸未満、千二百万円

ハ、百戸以上、千三百万円

③補助対象建築単価は、一平方メートル当り八万円以内

④補助事業費とは

イ、建築本工事費

ロ、建築本工事の付帯工事費(電気、給排水、衛生、防火などの各設備工事)

ハ、購入する場合は購入代金

金

申込み締切、五十五年五月底

申込み先、総務部総務課企画広報係(四月一日から)

※三月中のお問い合わせは、企画財政課企画広報係(☎七三三一一番内線二三九)へ。

教育委員会

教育委員会は、学校教育課、社会教育課、体育課の事務局に、公民館、博物館などの教育機関と勤労青少年ホームで構成されています。

事務局では、社会教育課から体育係が独立し、体育課になりました。また、庶務課と学校教育課が統一され学校教育課になり、社会教育課は公民館本館で事務を行います。なお、勤労青少年ホームの所管が教育委員会に移されました。

学校教育課 (三階北側)

- 学校施設、設備の建設計画、整備計画の策定
- 教員住宅に関すること
- 学校施設の学校教育以外の使用に関すること
- 教育委員会の会議について

- 学校の設置および廃止
- 就学事務、就学援助
- 教科用図書の採択、無償給与
- 教職員の人事や研修
- 奨学金の貸付および返還
- 学校給食

議会事務局 (三階南側)

- 市議会に関するすべての事務
- 議事録、議案の整理
- 市議会、常任委員会、特別委員会などの審議、記録

社会教育課 (公民館本館)

- 教職員、児童生徒の保健、衛生、福祉厚生に関すること

(社会教育係)

- 社会教育施設の設置、管理
- 青年学校の開設
- 文化財の保護
- 青少年問題協議会
- 視聴覚ライブラリー

体育課 (三階西側)

(体育係)

- 社会体育施設の設置、管理
- 体育団体の育成
- 体育、レクリエーションの指導奨励
- 学校体育施設開放

公民館

(事務係)

- 施設の使用に関すること
- 施設の維持保全
- 青年学級の実施
- 各種学級、講座、諸集会などの開設および開催
- 図書室の運営
- 自動車文庫、貸出し文庫の実施
- 公民館利用団体の育成
- 各種学級、講座、諸集会などの開設および開催
- 図書室の運営

青少年ホーム

- 講座の開設、諸集会、行事の開催
- クラブ活動の奨励
- 施設の使用に関すること
- 図書室の運営

博物館

- 資料の収集、保管、展示および調査研究
- 特別展示会、講演会、講習会、研究会などの開催

理科センター

- 理科教育の専門的、技術的事項の調査および研究
- 理科教育関係職員の研修、理科教材、資料の作成

給食共同調理場

- 学校給食の調理および輸送

水道課は 水道局に 名称変更

名称変更

(事務係)

- 水道新設工事の申込み
- 水道の検針、水道料金の徴収
- 工事の入札および契約
- メーターの検査、取替
- 水道拡張、改良計画、工事
- 給水工事の施行および取締
- 指定工事業者に関すること
- 浄配水係
- 取水および送配水施設、水源地、配水池の維持管理
- 水質検査に関すること

会計課 (二階西側)

(出納係)

- 一般会計および、国民健康保険、簡易水道、診療所、下水道の四特別会計に属す、歳入歳出の出納、保管
- 決算書の調整

選挙管理 委員会事務局

- 公職選挙法に定められた選挙の管理、執行
- 選挙人名簿の調整

監査委員事務局

- 市政の財務、事務事業の監査
- 監査請求の受付

◆お問い合わせは市民生活課 (☎ 7-3111番・内線 220) ◆

転入届

十日町市に越してきてから十四日以内に、本人または世帯主が届け出て下さい。

※必要書類……

前の住所地の市町村発行の転出証明書、印鑑、国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証(加入世帯)

転出届

十日町市外に住所を移すとき届け出て下さい。

※必要書類……

国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑、印鑑登録証(登録者のみ)、転出先の住所

転居届

市内で住所を移したときも十四日以内に届け出て下さい。

※必要書類……

国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証

婚姻届

成人の証人二名の署名を受けて夫婦で届け出て下さい。届けた日から夫婦として効力を生じます。

※必要書類……

婚姻届出書(夫婦とも本籍地が届出場所と同一市町村の場合は一通、いずれか一方が他市町村の場合には二通、両者とも他市町村に本籍地がある場合は三通)、戸籍抄本(本籍地が市内の場合には不用)、印鑑(旧姓のもの)、国民健康保険証(加入者のみ)、国民年金手帳(加入者のみ)

※未成年者の婚姻には、この他、父母の同意が必要です。

国民健康保険 国民年金 資格得喪届

国民健康保険、国民年金などの加入や離脱(社会保険の異動による)の届け出はできるだけ早くして下さい。

※必要書類……

印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)